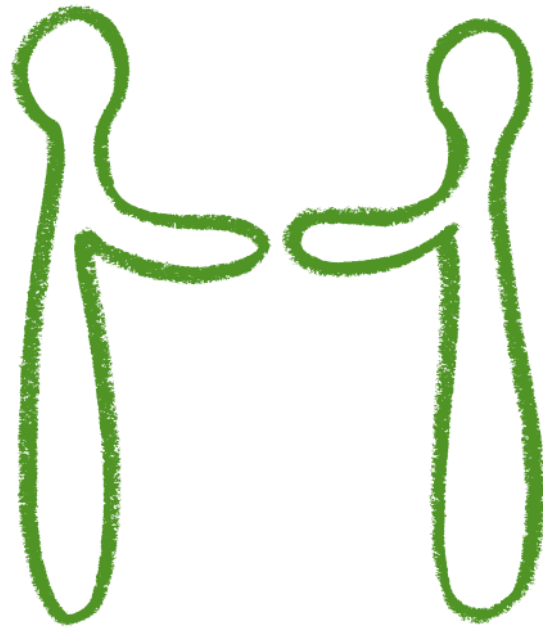


日本農業の将来に向けた プロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～

「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」



エイチ エー ジー
H・A・G
Hot Agriculture Group

令和3年4月28日
公益社団法人 日本農業法人協会

日本農業法人協会の政策提言（概要）

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

令和3年4月28日 （公社）日本農業法人協会

- 日本農業法人協会は、プロ農業経営者である農業法人の全国組織。
- 人口減少、貿易交渉の進展等の中で、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。
- 「食料・農業・農村基本法」の理念を踏まえ、農業法人は、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意であるが、政策面での課題は政策で解決することが必要。
- このため、日本農業の発展への道筋を確かなものとするための提言を行う。

重点要請事項

1 基本的考え方

- **ここ数年の農政改革の方向**（農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化など）**を堅持し、定着発展させていくこと**
- **担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、具体的政策課題を迅速に解決すること**

2 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- 農地バンクの活性化を強力に進め、**地域の農地の太宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと**

3 農地の集積・集約化を活かす基盤整備

- 農地バンクが管理している農地について、**大区画化などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること**

5 農業の継続に必要な外国人等の人材の確保

- 外国人やリタイアした高齢者など**多様な人材を円滑に雇用できるようにすること**

4 農業所得の向上と国際競争力の強化

- **生産資材価格を国際価格まで引き下げること**
- **流通構造を改革し、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること**
- **農業関係の規制改革を推進すること**（農業用施設に関する建築規制、転用規制など）

6 災害常態化への対応

- 農業経営のセーフティネットである**収入保険の加入促進等**を進めること
- 災害が常態化する中で、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること

《目次》

はじめに.....	1
I 令和3年度の重点要請事項.....	2
(1) 基本的考え方.....	2
(2) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進.....	2
(3) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備.....	2
(4) 農業所得の向上と国際競争力の強化.....	3
① 農業関係分野の規制緩和の推進.....	3
② 生産資材価格の引き下げ.....	3
③ 流通構造の改革.....	4
(5) 農業の継続に必要な外国人等の人材の確保.....	4
(6) 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備.....	4
(7) 米政策の課題.....	4
(8) 畜産政策の課題.....	5
II 提言全文.....	6
1 基本的考え方.....	6
2 人と農地の問題の解決.....	6
(1) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進.....	6
(2) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備.....	6
3 農業法人等の担い手の育成・発展.....	7
(1) 担い手農業者の法人化推進と農業法人の機能強化.....	7
(2) 農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成.....	7
(3) 農業の継続に必要な外国人等の確保・育成.....	8
(4) 農福連携の推進.....	8
4 農業所得の向上と国際競争力の強化.....	8
(1) 農業関係分野の規制緩和の推進.....	8
(2) 生産資材価格の引き下げ.....	9
(3) 流通構造の改革.....	9
(4) 物流の合理化.....	9
(5) 農業者の創意工夫の発揮.....	9
(6) 技術革新.....	10
(7) 行政手続きのオンライン化と大幅な簡素化.....	10
5 6次産業化と輸出の促進.....	10
6 持続可能な、環境にやさしい農業の実現.....	11

7	農村政策の課題.....	11
8	災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備.....	11
9	米政策の課題.....	12
10	畜産政策の課題.....	13
11	その他.....	13

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

はじめに

「食料・農業・農村基本法（新基本法）」は、農業の有する「食料の安定供給機能」と「多面的機能」の重要性に鑑み、「農業の持続的な発展」を図る必要があり、そのため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営をできるようにすることを大きな柱としている。

日本農業法人協会及びその会員である農業法人は、この新基本法の理念を踏まえ、農業を「農地・水などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、プロ農業経営者として、国民への食料供給の責務を果たし、農村・地域社会を支えていくという自覚を持って、不断の経営革新に努めている。

人口減少・高齢化、大規模自然災害の頻発、貿易交渉の進展等の中で、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られており、意欲と能力のある担い手が、リタイアする農業者の農地・経営基盤を円滑に継承し、地域経済・日本経済を牽引できる生産性の高い農業経営を実現していく必要がある。

それには、農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業所得向上に向けた国際競争力強化をはじめとする政策面の手当が必須である。

ここ数年の農政改革により制度面の手当はかなり進展してきたが、これが現場段階まで浸透し、担い手がその効果を実感できるようにするためには、農政改革の方向性を堅持し、これに沿った取組みを着実に実践し定着させていくことが必要不可欠である。

また、現場段階では政策面で解決を要する問題がまだ多く残っており、経済環境の変化や構造改革の進展とともに新たな問題も発生してきている。

農業法人は、地域農業の中心的な担い手として、地域の農業者等と協力しながら、地域農業の発展の先頭に立つべく、積極的に農地中間管理機構を活用し農業委員・農地利用最適化推進委員を率先して務めるなど、農地の集積・集約化に尽力するとともに、女性の経営者としての育成・登用や外国人労働者の労働環境の整備を進めるなど、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意であるが、政策面での課題は政策面で解決するほかはない。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延、豚熱・鳥インフルエンザの頻発、自然災害の頻発は、農業経営の大きな脅威となっており、こうしたリスクに適切に対応し経営の安定を図ることのできる体制整備も重要である。

このため、日本農業法人協会として、日本農業の発展への道筋を確かなものとし、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

I 令和3年度の重点要請事項

(Ⅱの提言全文のうち、当面、特に重点を置く事項)

(1) 基本的考え方

- ① 農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化を軸とする、ここ数年の農政改革の方向を堅持し、定着発展させていくこと
- ② 現場における具体的な政策課題について、担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、迅速に課題を解決すること

(2) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- ① 農地利用については、担い手農業者への集積だけでなく集約化まで進めることが必須であり(集約化ができなければ、生産性は上がらず、先端技術の活用も進まない)、農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに、地域の農地の大宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと
- ② 農地バンク活性化のため、現場を支える市町村、農業委員会が積極的に活動するようにすること。また、農地バンク利用時に必要となる各種申請書類を簡素化すること
- ③ 農地バンクの活性化の一助として、地域内外の担い手が参画する形で人・農地プランの実質化を図ること。その際、特に地域外の入り作農業者の排除につながることを防ぐよう、十分に注意すること
- ④ 農地バンクの活性化、人・農地プランの実質化に資するよう、農地ナビへの各種データの集積を加速するとともに、その使い勝手を抜本的に改善すること
- ⑤ 相続未登記農地が農地集積の障害になっていることから、農地バンク経由で利用できる所有者不明農地の利活用のための制度の周知徹底、推進を行うこと
- ⑥ 農地バンクは相手方を指定しない委任(白紙委任)が原則であることを改めて周知徹底したうえで農地を借り受けること。また、転貸先を決めるに当たっては、地域農業の発展に資する集積・集約化を最優先に考えること
- ⑦ これらと合わせて、リタイアする農業者から農業法人等の担い手への経営継承を円滑に行うための仕組みを整備すること
- ⑧ なお、農地バンクを活用した集積・集約が進まない場合、法律により農地利用権を農地バンクに集める制度(農地バンクが借りたうえで、その耕作者に転貸する制度)を検討すること

(3) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備

- ① 農地バンクが担い手農業者に転貸するに際して、大区画化・給排水・大型農業機械進入路の設置などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること
- ② 特に農地バンクが借りている農地に関する基盤整備事業については、すべて農業者の負担なしで圃場整備を可能にすること。その際は、既に担い手への集積・集

約化を完了している地域も含めて事業対象とすること

- ③ 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短期間で終了すること。この一環として、農業者等が自ら行う基盤整備も事業の対象とすること
- ④ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに無理な高収益作物への転換を求めないこと（高収益作物への転換は都道府県域など広域で進めるべきもの）。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることはないよう、十分に注意すること
- ⑤ 基盤整備事業の実施に際しては、その設計についても事前に農業者との意見交換を行うこと。また、設計に際しては、圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、安全性に十分配慮すること

(4) 農業所得の向上と国際競争力の強化

① 農業関係分野の規制緩和の推進

- ・ 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（園芸施設等）に関する建築規制などの各種規制を順次、抜本的に見直すこと
- ・ 農業用施設を設置する際の農地法・農業振興地域法等の運用については、担当者又は地域ごとの差が大きい場合がある。施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることを踏まえて、全国統一的な迅速かつ公平・公正な手続きとなるようにすること
- ・ 農業用施設は原則農地転用許可ではなく、届出で設置可能となるよう要件緩和すること。なお、当該農業用施設を他の施設に変更する場合にはその時点で転用許可を義務付けること
- ・ 農村部における都市計画法や農業振興地域法に基づくゾーニングについては、これを合理的なものとするため、見直しを行うこと
- ・ 農業用車両はその走行実態から、運送用車両と同等の車検制度の適用は不合理である。車検時期の延長及び検査項目の限定などにより、実態に合った合理的な仕組みとすること
- ・ 全ての補助事業について、大規模農業者は1戸でも複数戸以上に地域振興に貢献（従事者数、耕作面積）していることから、受益従事者数・受益面積などを要件とし、戸数要件を廃止すること

② 生産資材価格の引き下げ

- ・ 農業競争力強化プログラムにおいて、生産資材価格を国際水準まで引き下げるため、生産資材業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しを進めているが、十分な成果は得られていない。農業競争力強化プログラムの政策方針を確実に実行し、生産資材価格引き下げの成果を挙げること
- ・ 定期的に、農産物の主要輸入国を対象とした海外調査を行うこと。その際は資材費だけではなく、人件費、光熱費、固定資産税、販売手数料、保険料、リース

料、減価償却費など農業経営に関わるコスト全般を対象とし、時系列で諸外国とのコスト比較を行うと共に、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること

③ 流通構造の改革

- ・ 農業競争力強化プログラムにおいて、生産者に有利な流通構造を確立するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大や全農等の農産物の売り方の見直しを進めるとしているが、十分な成果は得られていない。農業競争力強化プログラムの政策方針を確実に実行し、ビジネスモデル改革の成果を挙げること
- ・ 農業者の経営を安定・発展させるには販路の確保が極めて重要であり、生産コストを上回る価格で安定した取引が行える、効率的な農産物流通システムを確立すること
- ・ そのため、規格の簡素化や、主要農業国の市場手数料率（農業者負担）や税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革など流通構造の改革を推進すること
- ・ この一環として、卸売市場については、手数料水準、出荷奨励金を含めて従来の取引慣行を徹底的に見直し、市場法改正を踏まえた改革を加速すること

（５）農業の継続に必要な外国人等の人材の確保

- ・ 農業の継続に必要な労働力を確保するため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。特に、外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けた取組みを強化すること

（６）災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備

- ・ 近年の大型台風の襲来、集中豪雨の頻発等異常気象の発生、新型コロナウイルス感染症や豚熱、鳥インフルエンザ等の疾病の蔓延など、リスクが著しく増大しており、農業者による事前対策などの自助努力だけでは対応できなくなっている。については、収入保険等のセーフティネット対策を充実させること
- ・ 農業経営のセーフティネットである収入保険の加入促進と対象業種の畜種への拡大を進めること。その際、農業者の意見をよく聞くこと
- ・ 近年重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること

（７）米政策の課題

- ・ 販路を有する又は販売の見通しがある農業者に対して生産抑制を強要することがないようにすること。そのためにも、国・都道府県等の行政配分による一律の生産調整制度に戻さないこと
- ・ 生産者が各々の販路・販売状況を踏まえて生産調整を判断できるよう、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売残が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝える必要がある。この実施を大前提としたうえで、地域の再生協議会で生産者又は集荷業者・団体等関係者が公正かつ活発な議論

が行えるように環境を整えること

- ・ 消費減退にもつながる高価格維持策ではなく、農業者の手取りを重視した経営安定対策へ政策を集中すること
- ・ 水田農業の生産振興に係る補助金については地域の再生協議会ではなく、生産調整方針作成者へ直接支援すること

(8) 畜産政策の課題

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準は科学的かつ現場で運用可能なものとすべきである。農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるようにすることにも十分配慮し、必要な見直しを行うこと
- ・ 畜舎建築に係る農地転用等手続きの簡素化を進めること。また、農村部における都市計画法や農業振興地域法に基づくゾーニングについては、これを合理的なものとするため、見直しを行うこと
- ・ 糞尿処理対策に関して、科学的かつ現場で運用可能なものとするとともに、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと

II 提言全文

1 基本的考え方

- ① 農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化を軸とする、ここ数年の農政改革の方向を堅持し、定着発展させていくこと
- ② 現場における具体的な政策課題について、担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、迅速に課題を解決すること

2 人と農地の問題の解決

(1) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- ① 農地利用については、担い手農業者への集積だけでなく集約化まで進めることが必須であり（集約化ができなければ、生産性は上がらず、先端技術の活用も進まない）、農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに、地域の農地の大宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと
- ② 農地バンク活性化のため、現場を支える市町村、農業委員会が積極的に活動するようにすること。また、農地バンク利用時に必要となる各種申請書類を簡素化すること
- ③ 農地バンクの活性化の一助として、地域内外の担い手が参画する形で人・農地プランの実質化を図ること。その際、特に地域外の入り作農業者の排除につながることをないよう、十分に注意すること
- ④ 農地バンクの活性化、人・農地プランの実質化に資するよう、農地ナビへの各種データの集積を加速するとともに、その使い勝手を抜本的に改善すること
- ⑤ 相続未登記農地が農地集積の障害になっていることから、農地バンク経由で利用できる所有者不明農地の利活用のための制度の周知徹底、推進を行うこと
- ⑥ 農地バンクは相手方を指定しない委任（白紙委任）が原則であることを改めて周知徹底したうえで農地を借り受けること。また、転貸先を決めるに当たっては、地域農業の発展に資する集積・集約化を最優先に考えること
- ⑦ これらと合わせて、リタイアする農業者から農業法人等の担い手への経営継承を円滑に行うための仕組みを整備すること
- ⑧ なお、農地バンクを活用した集積・集約が進まない場合、法律により農地利用権を農地バンクに集める制度（農地バンクが借りたうえで、その耕作者に転貸する制度）を検討すること

(2) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備

- ① 農地バンクが担い手農業者に転貸するに際して、大区画化・給排水・大型農業機械進入路の設置などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること
- ② 特に農地バンクが借りている農地に関する基盤整備事業については、すべて農業

者の負担なしで圃場整備を可能にすること。その際は、既に担い手への集積・集約化を完了している地域も含めて事業対象とすること

- ③ 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短期間で終了すること。この一環として、農業者等が自ら行う基盤整備も事業の対象とすること
- ④ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに無理な高収益作物への転換を求めないこと（高収益作物への転換は都道府県域など広域で進めるべきもの）。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることはないよう、十分に注意すること
- ⑤ 基盤整備事業の実施に際しては、その設計についても事前に農業者との意見交換を行うこと。また、設計に際しては、圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、安全性に十分配慮すること

3 農業法人等の担い手の育成・発展

(1) 担い手農業者の法人化推進と農業法人の機能強化

- ① 法人化を推進し、また経営を発展させていくためには、農業者が気軽に先輩法人に相談し（WEB 会議システムも活用）、その経験・ノウハウを学べるようにする必要がある。このため、各地域の農業経営者サポート事業の専門家として全国の実績ある農業経営者等を登録することを確実に実行すること
- ② 担い手が不足している地域については、他の地域の農業法人等（当協会が次世代サミットなどで教育・支援をする農業経営者等を含む）の参入を促進すること

(2) 農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成

- ① 農業を儲かる、また魅力ある産業とすることで、新規学卒などの若い世代や脱サラなどが男性・女性関係なく農業界に積極的に参入する環境を整備すること
- ② 経営感覚を有する担い手の育成に向け、農業経営に必要な経営管理や、労務管理、人事管理、財務管理等を担当する教員を配置するなど農業高校・農業大学校等の指導教育機能の強化を図り、加えて農業教育に農業経営者の知見を活用して、就農・営農継続に直結する実践的なものとする
- ③ 農業者の子弟・新規就農者・定年帰農者を問わず、また、経営参画を目指す女性農業従事者を含めて、経営上の必要に応じた研修等を受けられる環境を整備すること。また、農業分野の人材育成に実績を有する農業法人を教育機関として位置付け、研修等を実施する法人に対し必要な支援を行うこと
- ④ 女性や高齢者等の多様な者の農業への参画を促進すること
- ⑤ 農の雇用事業は、研修先において農業生産だけではなく、農業経営の発展段階に応じて必要となる経理や営業、IT 技術等の人材育成を主眼とした研修にも利用できるよう要件緩和すること
- ⑥ 近年の働き方改革等の動きをふまえ、農業分野における他産業との人材シェアを推進するマッチング事業など必要な施策を講ずること

(3) 農業の継続に必要な外国人等の確保・育成

- ① 農業の継続に必要な労働力を確保するため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。特に、外国人材の円滑かつ適正な受入れを強化すること
- ② 在留審査等のための申請・報告書類が多く、その事務作業・手続きに多くの時間を費やしている等農業者にとっては負担が大きいことから、在留審査手続きに必要な書類の簡素化、オンライン化及び円滑かつ速やかな手続きを行うこと

(4) 農福連携の推進

- ・ 農福連携の推進のため、農業法人と障がい者施設との連携による施設外就労等を推進すること

4 農業所得の向上と国際競争力の強化

(1) 農業関係分野の規制緩和の推進

- ① 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（園芸施設等）に関する建築規制などの各種規制を順次、抜本的に見直すこと
- ② 農業用施設を設置する際の農地法・農業振興地域法等の運用については、担当者又は地域ごとの差が大きい場合がある。施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることを踏まえて、全国統一的な迅速かつ公平・公正な手続きとなるようにすること
- ③ 農業用施設は原則農地転用許可ではなく、届出で設置可能となるよう要件緩和すること。なお、当該農業用施設を他の施設に変更する場合にはその時点で転用許可を義務付けること
- ④ 農村部における都市計画法や農業振興地域法に基づくゾーニングについては、これを合理的なものとするため、見直しを行うこと
- ⑤ 農業用車両はその走行実態から、運送用車両と同等の車検制度の適用は不合理である。車検時期の延長及び検査項目の限定などにより、実態に合った合理的な仕組みとすること
- ⑥ 全ての補助事業について、大規模農業者は1戸でも複数戸以上に地域振興に貢献（従事者数、耕作面積）していることから、受益従事者数・受益面積などを要件とし、戸数要件を廃止すること
- ⑦ 畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律に基づく詳細な制度設計にあたっては、十分に農業者との意見交換を行うこと
- ⑧ 現在行っている米穀の農産物検査の見直しにあたっては、農業者のコスト低減、所得向上につなげると共に、農業者の創意工夫や米の優良性が、消費者に伝わり、米の消費拡大を促す仕組みになるよう検討を進めること
- ⑨ 各種法制度・補助事業の設計・運用に当たっても、農業者の自由な経営展開を妨げることなく、公平・公正なものとなるよう、細心の注意を払うこと

(2) 生産資材価格の引き下げ

- ① 農業競争力強化プログラムにおいて、生産資材価格を国際水準まで引き下げるため、生産資材業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しを進めているが、十分な成果は得られていない。農業競争力強化プログラムの政策方針を確実に実行し、生産資材価格引き下げの成果を挙げることに
- ② 定期的に、農産物の主要輸入国を対象とした海外調査を行うこと。その際は資材費だけではなく、人件費、光熱費、固定資産税、販売手数料、保険料、リース料、減価償却費など農業経営に関わるコスト全般を対象とし、時系列で諸外国とのコスト比較を行うと共に、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること

(3) 流通構造の改革

- ① 農業競争力強化プログラムにおいて、生産者に有利な流通構造を確立するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大や全農等の農産物の売り方の見直しを進めているが、十分な成果は得られていない。農業競争力強化プログラムの政策方針を確実に実行し、ビジネスモデル改革の成果を挙げることに
- ② 農業者の経営を安定・発展させるには販路の確保が極めて重要であり、生産コストを上回る価格で安定した取引が行える、効率的な農産物流通システムを確立すること
- ③ そのため、規格の簡素化や、主要農業国の市場手数料率（農業者負担）や税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革など流通構造の改革を推進すること
- ④ この一環として、卸売市場については、手数料水準、出荷奨励金を含めて従来の取引慣行を徹底的に見直し、市場法改正を踏まえた改革を加速すること
- ⑤ 市場取引における画像取引など IT 化を進め、現物が無くても円滑な取引ができるよう取引環境を整備し、農産物が物理的に市場を経由することなく、流通する仕組みを推進すること
- ⑥ 価格変動リスクを軽減するため、コメ先物取引の本上場を進めること

(4) 物流の合理化

- ① 物流コストの上昇は農業経営に大きな影響を与えており、コストを最小化する物流システムを構築すること。その際、省庁の垣根を超えて政府全体で取り組むとともに、IT・AI 等を活用し、物流トラックの空車情報を活用した物流版 UBER のような仕組みの構築などを検討すること
- ② 卸売市場の物流拠点としての活用を推進すること

(5) 農業者の創意工夫の発揮

- ・ 農業者の能力・創意工夫を最大限に発揮させ、地域農業全体の活性化を図るため、農業者の自由な経営展開を妨げる行為（独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為など）を根絶すること

(6) 技術革新

- ① 作業の省力化に向けて IT・AI・ロボット・ドローン・ビッグデータ等を活用した技術開発を加速すること
- ② 技術開発については、農業者の意見を反映させ、農業現場での使い勝手が良い実用的なものにするとともに、農業者が所得との関係で負担しうる相応のコストで活用できるようにし、急速な普及を図ること。また、先端技術活用の制約要因となる各種規制については、速やかに見直すこと
- ③ 昨今の気候変動にも耐えうる強い品種、生産コストの削減に資する品種など、現場ニーズを踏まえた品種開発を官民協力のもとに迅速に進めること
- ④ 農業者のニーズを踏まえて、農業用ドローンで使用可能な農薬の対象を拡大すること
- ⑤ 現在政府で進めているドローンの免許制度導入にあたっては、十分に農業者との意見交換を行い、ドローン利用拡大に資する制度にすること
- ⑥ 農業者が新たな技術に取り組む際のリスクを軽減するため、農業用ドローン等新たな農業機械を農業共済保険（農機具共済）の保険対象にすること

(7) 行政手続きのオンライン化と大幅な簡素化

- ① 手続きのオンライン化にあたっては、申請に必要な添付文書を思い切って削減し、簡素化すること。また、オンライン化は、農林水産省のみでなく、手続きに関わる市町村等すべての関係機関を含めたトータルな仕組みとすること
- ② 各種行政機関等が有する各種データの連携を円滑化し、農業者が重複して資料を提出する必要がないようにすること
- ③ 各種補助事業の執行にあたっては、労働力不足などにより工期の長期化が起こる現場の実態を踏まえ、繰越制度の一層の柔軟化や予算執行の複数年化など、事業の執行期限の運用を柔軟化すること

5 6次産業化と輸出の促進

- ① 6次産業化は、川下の付加価値を生産者サイドに取り込むことが目的であり、農業者の可能な直接販売等から始め、必要に応じ加工業者等と連携するなど、着実に進めることが重要であり、連携・相談先に関する情報の提供など、農業者等のリスクを小さくし、6次産業化に積極的に取り組める環境を整備すること
- ② 輸出については、国別・品目別にクリアすべきことを完全に網羅した一覧表を準備し、ワンストップの相談窓口を設けるなど、農業者等のリスクを小さくし、輸出に積極的に取り組める環境を整備すること
- ③ 産地ごとの売り込み競争にならず、オールジャパンでの輸出促進につながるジャパンブランドの育成に努めること。輸出促進に資する品目別輸出促進組織の整備を図ること

6 持続可能な、環境にやさしい農業の実現

- ① SDGs や有機農業など、持続可能な、環境にやさしい農業を求める声が国の内外で大きくなることを真剣に受け止め、農業者がこれに円滑に対応していくことのできる環境を整備すること
- ② 「みどりの食料システム戦略」を実現するためにも、農地の集積・集約化、スマート農業の実装、IT 利用の効率的な流通等、本政策提言を着実に実行すること
- ③ 2050 年カーボンニュートラルに向け、農業分野でも、二酸化炭素排出エネルギーから非排出エネルギーへの転換、二酸化炭素吸収力の向上などが急務であり、国の総力を挙げて抜本的な技術開発・実用化を進めること
- ④ 地球的規模で温暖化による自然災害や異常気象の発生が増えており、地球環境に負荷を与えない農業・農法への転換に率先して取り組むことが急務である。そのために、再生エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、物質循環を重視した政策を強力に進めること。その際、地域への利益還元を組み込み、農業者が取り組む意欲を喚起すること
- ⑤ こうした取り組みを後押しするため、有機農産物等に関する各種表示制度を整理・集約化し、分かりやすいものとする

7 農村政策の課題

- ① 農業構造の変化により、従来の仕組み（地域の農業者による共同管理など）では対応できない問題が出てきており、これが今後拡大することが想定される。そうした課題を洗い出し、対応策を早急に準備すること
- ② 特に、農地・水路等の農業インフラの維持が、地域の共同管理では行えず、担い手農業者が単独で行わざるを得なくなっているところも出てきており、こうした場合の対応策を早急に確立すること
- ③ また、多面的機能支払交付金については、地域に人がいなくなる中で、従来の仕組みでは対応できなくなっており、集落営農や農業法人が一括して作業を行い、交付金を受けられるようにすること
- ④ 若い世代を含めて農業者が農村に定住して農業経営ができるよう、IT 等も活用して快適に生活できる環境の整備を進めること
- ⑤ 深刻化する野生鳥獣による農作物被害対策として、中山間地域への防護柵設置等を推進するとともに、駆除を担うハンターの高齢化が進む中、新たな駆除の担い手への PR 活動や研修等を強化すること

8 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備

- ① 近年の大型台風の襲来、集中豪雨の頻発等異常気象の発生、新型コロナウイルス感染症や豚熱、鳥インフルエンザ等の疾病の蔓延など、リスクが著しく増大しており、農業者による事前対策などの自助努力だけでは対応できなくなっている。については、収入保険等のセーフティネット対策を充実させること
- ② 農業経営のセーフティネットである収入保険の加入促進と対象業種の畜種への拡

大を進めること。その際、農業者の意見をよく聞くこと

- ③ 収入保険の加入促進のため、発動基準を発動しやすくする（現行の 9 割を 9.5 割にする等）一方で、補償下限を引き上げる（現行の 7 割を 8 割もしくは 9 割とするなど）タイプを検討すること
- ④ 農業者は自助努力で可能な災害対策として「事業継続計画（BCP）」の作成に取り組んでいる。については、BCP 策定による減災効果を検証し、収入保険の掛け金軽減の仕組みを検討すること
- ⑤ 近年重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること
- ⑥ 東日本大震災後 10 年が経過しているにもかかわらず、東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、消費者や諸外国が被災地産の食品購入をためらうことや輸入禁止措置をとるなど風評被害がいまだ継続している。東京電力福島第一原子力発電所の処理水が海洋放出されれば、風評被害が拡大する懸念がある。このため、放射性物質等に関する正しい知識の啓蒙や情報発信をさらに強化すること。また、復旧・復興が完遂するまで国が責任を持って対応すること
- ⑦ これまでは、災害ごとに、国が災害の大きさを考慮して、対策を決めてきたが、災害の全体規模と被災農業者にとっての被害の重さは関係がない。このため、災害時の対策メニュー（被災者にとっての支援要件と支援策）をあらかじめ明示し、災害の全体規模にかかわらず、被災農業者が支援を公平かつ確実に受けられるようにすること
- ⑧ 農作業事故による死者数が高止まりしていることから、農業者、メーカー、行政が一体となり、作業前チェックリストの作成、農作業機械研修及び事故に備えた保険制度の活用周知など、安全対策を進めること。
- ⑨ 圃場と接道の高低差が農作業事故の要因の一つであることから、危険な接道状況の圃場がないか速やかに確認し、改善すること。また、基盤整備事業の設計に当たっては安全性に十分配慮すると共に、設計についても事前に農業者との意見交換を行うこと

9 米政策の課題

- ① 販路を有する又は販売の見通しがある農業者に対して生産抑制を強要することがないようにすること。そのためにも、国・都道府県等の行政配分による一律の生産調整制度に戻さないこと
- ② 生産者が各々の販路・販売状況を踏まえて生産調整を判断できるよう、集荷業者・団体は、集荷した米の販路・販売状況（特に販売残が生じている場合にはその数量）を生産者に明確に伝える必要がある。この実施を大前提としたうえで、地域の再生協議会で生産者又は集荷業者・団体等関係者が公正かつ活発な議論が行えるように環境を整えること
- ③ 消費減退にもつながる高価格維持策ではなく、農業者の手取りを重視した経営安定対策へ政策を集中すること

- ④ 水田農業の生産振興に係る補助金については地域の再生協議会ではなく、生産調整方針作成者へ直接支援すること
- ⑤ 米でも転作作物でも、農業者自らが販路を確保し、売れるものを作り、収益を確保することが前提である。ついては、作るだけで収益が上がると誤認を招きかねない「高収益作物」という用語の使用は避けること
- ⑥ 輸出振興のために、輸出国の市場に受け入れられる、長粒種・中粒種の生産を推進すること
- ⑦ 輸出への取り組みは、農業者ごと・産地ごとでは安売り競争になるため、オールジャパンの体制を構築すること

10 畜産政策の課題

- ① 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準は科学的かつ現場で運用可能なものとすべきである。農業者の経済的負担を小さくし、経営が持続できるようにすることにも十分配慮し、必要な見直しを行うこと
- ② 畜舎建築に係る農地転用等手続きの簡素化を進めること。また、農村部における都市計画法や農業振興地域法に基づくゾーニングについては、これを合理的なものとするため、見直しを行うこと
- ③ 糞尿処理対策に関して、科学的かつ現場で運用可能なものとするとともに、全国統一的な公平・公正な運用を行うこと
- ④ 畜舎の固定資産税を農業用施設ではなく、一般家屋並みにしている地域があるが、大幅なコスト増に繋がるものであり、畜産経営の持続性を損なうことから、農業用施設として課税されるよう、全国统一した運用を行うこと
- ⑤ 産業動物に関する獣医が不足している現状があることから、対策を講ずること
- ⑥ 地域一体となった耕畜連携による堆肥利用、稲わら及び飼料用米等の利用を推進することで、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めること
- ⑦ 畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律に基づく、畜舎建築にあたっての詳細な制度設計にあたっては十分に農業者との意見交換を行うこと

11 その他

- ① 農業が国土保全・水源涵養・景観保全などの多面的機能を有していること、この機能を適切に発揮するには農業の健全な発展が必要である。ことについて、国民の理解を深めること
- ② 近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、農産物の安定供給が脅かされている事態を踏まえ、農業の重要性や国産農産物の生産振興が国民生活の安定に欠かせないものであることをしっかりと国民に周知すること
- ③ あらゆる分野で農業界と経済界の連携を強化し、両者がともに発展していける環境を整備すること

以上



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1F